

千葉県旅館業営業許可指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅館等の建築に対する事前指導等必要な事項を定めることにより、善良な風俗及び良好な生活環境の保持並びに青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用途に供する施設（旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設を除く。）をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、旅館等を経営しようとする者又は現に旅館等を営んでいる者であってその施設を建築しようとするものをいう。

3 この要綱において「建築」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の様替又は第87条第1項に規定する用途の変更をいう。

(事前協議及び市長の同意)

第3条 事業者は、旅館等の建築に係る建築基準法に基づく建築確認申請を行う前に当該旅館等の建築について市長に事前協議をし、その同意を得なければならない。

2 前項の規定による事前協議は事前協議申請書（様式第1号）を提出して行うものとし、当該申請書には、旅館等の建築計画に関し次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 旅館等の名称及び所在地を明らかにする書類
- (2) 構造設備の概要を記載した書類
- (3) 用途地域図
- (4) 附近見取り図（旅館等の敷地から300mの区域内の現況を明示したもの）
- (5) 配置図（駐車施設を含む。）
- (6) 立面図
- (7) 平面図
- (8) 玄関及び帳場又はフロント周囲の鳥瞰図
- (9) 完成予想図（色彩を明示したもの）
- (10) 広告物及び屋外照明設備等の形状及び色彩並びに設置場所を明示した図面
- (11) 事業者の営業方針を明らかにする書類

(事前公開)

第4条 事業者は、近隣住民に旅館等の建築計画を周知させるため、建築予定地内の見やすい場所に当該建築計画の概要を記載した標識（様式第2号）を設置するものとする。ただし、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成8年4月1日施行）第6条に規定する標識を設置するときは、当該標識に旅館等の完成予想図を追加して設置することをもって、本条に規定する標識を設置したものとみなす。

2 前項本文に規定する標識の設置期間は、前条第2項に規定する事前協議申請書の提出の日から建築基準法第89条第1項の規定による確認があった旨の表示を行うまでの間

とする。

(事前説明)

第5条 事業者は、近隣住民から旅館等の建築計画について説明を求められたときは、すみやかに応じるものとする。

(審査)

第6条 市長は、第3条の事前協議があったときは、別表左欄に掲げる事項について、それぞれ同表右欄に掲げる基準に適合しているか否かを審査するものとする。

(施設の長の意見)

第7条 市長は、旅館等が、学校、児童福祉施設等の敷地の周囲おおむね200mの区域内に設置される場合には、その設置によって当該施設の清純な施設環境を著しく害するかどうかについて、当該施設の長の意見を求めるものとする。

(勧告及び公表)

第8条 市長は、第3条に規定する同意を受けないで旅館等を建築しようとする事業者に対しては、建築計画の変更(取り止めを含む。)等の勧告をするものとする。

2 市長は、事業者が前項の勧告に従わないときは、その経過を公表することができる。

(自主解決)

第9条 事業者は、旅館等の建築に関し近隣住民等との間に紛争が生じた場合には、誠意をもって紛争の解決に努めるものとする。

(通知)

第10条 市長は、第6条の審査の結果適当と認めるときは、事前協議通知書(様式第3号)により、事業者にその旨通知するものとする。

(連絡会)

第11条 この要綱に基づく旅館等の建築に対する指導に関し必要な事項について協議するため、千葉県旅館業営業等行政連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか連絡会に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旅館等の営業許可に関し本市と事前協議を行っているものについては、適用しない。

3 この要綱の施行の際、現に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認の申請書が提出され、又は千葉県日照等に関する建築指導要綱第5条の規定の基づく関係書類の提出がなされている旅館等については、この要綱は適用しない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。